

議案第29号

滋賀県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制
定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例を次のとおり制
定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 財政事情の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない理由により、前項の期日に財政事情を公表することができないときは、広域連合長は、その理由の止んだときから1月以内にその期日を定めて、これを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により、6月に公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により、12月に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の状況を記載するものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ、財政事情の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その付表として添付することができる。

(公示方法)

第4条 財政事情の公表は、滋賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示してこれを行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情の公表の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。